

# 機械設計図の著作権

西 台 満

## The Copyright of the Draft for a Practical Machine

Michiru NISHIDAI

According to the common view, the construction of an artistic building based on a stolen draft constitutes an infringement of the copyright of an architect. On the other hand, the manufacture of machines based on the stolen draft doesn't.

Because, while a building is stipulated as a literary work at Copyright Act article 10th, a machine isn't.

But I insist first that article 10th only shows the main examples of literary works and actually specifies so at the beginning of the article, and second that both a machine and its blueprint can have the originality which is essential to the works.

A machine can have the technical inventiveness as well as a building can have the esthetic creativity.

**Key Words :** Copyright, Architectural Blueprint, Machine as a work

### 第一章 序論

建物や機械の設計図は、著作権法10条1項6号(以後、著作権法の場合は条項号だけを示す)に定める「地図又は学術的な性質を有する図面・図表・模型その他の図形の著作物」に該当するため、著作権法による保護を受けることには疑いがない。<sup>1</sup>

では、何が問題になるかと言えば、我国では「機械等の技術思想の保護は、特許等の工業所有権の制度に委ねられるべきであって、設計図に具現された技術的思想がいかによれたものであったとしても、その思想自体が著作権法の保護を享受するものではない。設計図に著作物性が認められるとすれば、それは、機械等の構造を二次元の図面に表記するための作図上の諸工夫に創作性が認められるからに外ならない」<sup>2</sup> というような理解が一般的なことである。

例えば、オフィスの通路などに設置する円筒形灰皿の設計図の著作権が争われたスモーキング・スタンド事件で東京地裁は平成9年4月25日、次のように判決した。原告であるデザイン研究所が作成した設計図(以後、本件設計図と言う)は「具体的な什器の構造、デザインを細部にわたって通常の製図法によって表現したものである。工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、本件設計図もそのような通常の設計図であり、その表現方法に独創性、創作性は認められない。本件設計図から読み取ることでできる什器の具体的デザインは、本件設計図との関係で言えば表現の対象である思想又はアイデアであり」<sup>3</sup>、その思想・アイデアは工業所有権によって保護されるべきものであるから、本件設計図を著作物と認めることはできない」と(原告敗訴)。

しかし建物にせよ機械にせよ日常生活用品にせよ、判

<sup>1</sup> 図面・図表・その他というのは「平面的な設計図・分析表・グラフ・数表・図解など…いろいろ」ある。加戸守行「著作権法逐条講義一五訂新版」(著作権情報センター、平成18年)122頁。

<sup>2</sup> 田村善之「著作権法概説」(有斐閣、平成10年)88頁。

<sup>3</sup> 判例時報(以後、判時と略す)1605号(判例時報社、平成9年8月21日)140頁。

決が言う通り、設計に当たっては何年もの訓練を経た専門家が、定められたルールに従って製図する。誰でもが好きなように製図できるわけではない。であれば、創作性が認められるような「作図上の諸工夫」とか「表現方法そのものに独創性が見出」されるケースなど到底あり得ない。もし、そんなところで独創性を発揮すれば、それは共通のルールを破るということであり、設計図として成立しなくなる。設計図自体に作図上・表現上の独創性がなければ著作物でないと言うなら、すべての設計図が著作物でなくなってしまう。設計図と呼べるものはすべて、既存のルールに忠実に従って描画されており、その意味では新規性のない平凡なものだからである。通説は10条1項6号を無視した<sup>びょうけん</sup>謬見であり、上記判決は法律に基づかない裁判であったと言わざるを得ない。

ところで、判決が設計図の著作物性を否定したのは、理由が二つあった。一つは既に述べたように、思想・アイデアの独創性とは異なる、表現方法・表現の仕方の独創性が必要だということ。もう一つは、そもそも大量生産される実用品自体、著作物とは言い難い<sup>しろもの</sup>代物であるから、それを生み出す元となった設計図もそれに応じた扱いをするのが妥当であろうということ。実用品にはとりわけ機能追求という制約が強いから、独創性には限界がある、と言うのである。

この二つ目の理由を判決から引用しておく、思想・アイデアを表す「具体的デザインを設計図として通常の方法で表そうとすると…大同小異のものにならざるを得ない…本件設計図の右のような性質と、本件設計図に表現された什器の実物そのものは、デザイン思想を表現したもとはいえ、大量生産される実用品であって、著作物とはいえない」<sup>4</sup>。

そこで次に、こういう見解の由来と弊害について述べておきたい。

## 第二章 著作権を巡る状況の変化

コンピュータの発達で大量に製造されるようになったソフトウェアを、どのように保護すべきかが問題となった時、コンピュータ先進国であったアメリカは、保護期間が最も長い著作権法によることを主張した。これに対して、日本などコンピュータ後進国は、ソフトウェアだけを対象にした新法によって、特許に準じた扱いにすることを主張した。

著作権法によれば、保護期間は著作者の生存中+50年である(51条)から、若い人が開発することの多いソフトの場合、へたをすると100年近くも権利が存続することになりかねない。これに対して、特許並みということであれば原則20年であるから(特許法67条)、常識で考えればこちらの方に理がある。

にも拘わらずアメリカの主張通りになったのは、一言でいえば力関係、アメリカの経済力・軍事力・外交手腕の賜物であろう。

しかし、それはアメリカの国益には大いに資したのではあるが、法的にはやっかいな問題を生み出した。そもそも著作権法というのは、明治19年(1886)スイスの首都で締結されたベルヌ条約に端を発している。その条約の正式名称「Convention for the Protection of Works of Arts and Literature」から分かるように、音楽・美術などの芸術や文学の作品を保護するための条約であった。

文学を例にとれば、同じ思想であっても、その表現の仕方は千差万別であり得る。それ位、表現の幅は広い。そこに巧拙<sup>こうせつ</sup>の差が生まれ、どう表現すれば人の心により強く響くか・より美しく印象付けられるか、プロである作家は心を砕くのである。故に、優れた文学作品の生命は長い。作者が死んだ後も読み継がれ、100年と言ってもそんなに長いとは感じられないほどである。

他方、コンピュータ・ソフトの生命は短い。日進月歩、次から次へと新しいソフトが開発され、古いソフトは捨てられてゆく。20年どころか、10年持てば長い方ではないだろうか。こんなことになるのも、ソフトが機能一辺倒の作品だからである。作者が誰であるかは全く問われない。実際、一人でプログラミングすることは稀で、常に大勢の共同作業になる。芸術とは正反対に、個人の個性が作品に出ることは、プラスどころかマイナス評価を受けかねない。更に、どういう言語で、どう表現しているか、も関係がない。文学なら、A言語からB言語に変換するだけで、翻訳による新たな著作物(二次的著作物)の創出と評価されるが、ソフトの場合は犯罪(複製権侵害)以外、そういう変換には意味がない。要は、コンピュータ・ソフトというのは、どれだけ効率よく仕事をするかだけが重要視される作品で、大量生産される実用品に近い性質を持っている、ということ。

そういう異質分子が著作権法に組入れられたことに

4 判時1605号, 140頁。

よって、同法は情報化時代の寵児<sup>ちやうじ</sup>となったのであった。確かに、知能によってお金を稼ぐという共通点によって特許法その他の「工業所有権」も脚光を浴びることにはなったのだが、著作権法ほどではない。情報化はコンピュータの発達によってもたらされたのであり、そのコンピュータと今日、一番密接な法律が著作権法なのである。

我国の通説は、世界を席卷<sup>せきけん</sup>する情報化の波、その波に飲み込まれ変質を遂げた著作権法の現実から目を逸らし、同法をいつまでも当初の「芸術作品保護法」として見ようとする。その帰結が、引用に何度も出て来たような、「元になる斬新な着想・アイデアを保護するのは工業所有権であって、著作権法が保護するのはあくまでも表現である」「著作物というのは、創作性言い換えると芸術性を体現する知的産物のことであって、大量生産される実用品ごときは著作物に値しない」との主張である。

このように、著作権の及ぶ範囲をできるだけ狭く、表現だけに限定しようとする姿勢は、コンピュータ後進国たる我国の国益に合致するようになって見えて、実はそうではない。これは、著作権料をできるだけ取られたくない・払いたくないという消極的・受身的姿勢<sup>こうじきん</sup>であって、我国がいつまでもアメリカの後塵<sup>こうじん</sup>を拝することを前提にしている。

そうではなくて、情報化世界においても勝ち抜く・トップを目指すという積極的・攻勢的姿勢にならなければならない。工業即ち「モノ作り」においては中国等の途上国の追い上げが激しく、労働コストの関係で、もはや工業化のレベルに立ち止まってそういう国々と競争することはできないのである。一段階上がって情報化のレベルで先進国と闘う以外、我国の進むべき道はないことを肝に銘じなければならない。

そういう競争に勝つためには、小さい時から暗記中心の勉強ではなく、創造につながる論理的思考訓練が必要である。そして国民にも、創造こそが経済的豊かさをもたらすというインセンティブ（刺激）を与えなければならない。特許は、そういうインセンティブとして十分ではない。なぜなら、特許権は「高度な」因果関係の利用でなければならない、誰でも頑張れば取得できる、というものではないからである。その点、著作権は創作さえすれば誰でも、しかも何の手続きも無しに権利を取得できる。

他の先進国との競争に打ち勝つためには、創造的な教育と、創造的成果をできるだけ広く保護して著作者の経済的利得につなげる司法制度が絶対に必要なのである。

例えば、週刊誌 Y から次の総選挙の当落予想をしてもらいたいと依頼された政治評論家 X は、600 余名の立候補予定者に、○当選圏内△当落線より上▲当落線より下の三種類のうちのいずれかのマークを付して手渡した。ところが、発売されてみると X の名はどこにも記載されておらず、マークも一部が改変されていたので、著作者人格権（詳しくは氏名表示権と同一性保持権）侵害で週刊誌を訴えた事件がある。

東京高裁は昭和 62 年 2 月 19 日判決で、候補者名簿に○△▲を記入しただけなのに、それを思想の創作的表現であり「一つの知的精神活動の所産」<sup>5</sup> たる著作物であるとして、週刊誌に慰謝料の支払いを命じた（原告勝訴）。

このように、表現としては全く大したことがないのに、裁判所はそれに至る知的努力の方を重視したのである。即ち判決が根底において、2 条 1 項 1 号に言う「『創作的に表現したもの』とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、【思想又は感情】の外部的表現に著作者の個性が何らかの形で現れていれば足り」<sup>6</sup> と解した帰結であったのだが、情報化時代となって著作権法が質的転換を果たした今日においては誠に妥当な解釈であったと言わざるを得ない。

現在の我国の教育は、惰性<sup>だんせい</sup>によってまだ記憶力を競う工業化時代の受験競争が続いており、著作権についても前述のとおり、創造的著作者に不利な見解が多数派である。

### 第三章 建築の著作物

独創的な着想は大体「紙」に書き留められるので、著作物と聞くと、文書がイメージされることになる。小説・脚本・論文・楽譜・絵画・地図・設計図・写真などなど。しかし、実際は紙に限られるわけではなくて、映画も立派な著作物であるし、建物や彫刻・模型、更に、何かに固定されていないためすぐに消えてしまう実演（講演・演奏・舞踊<sup>ぶよう</sup>など）までもが、著作物とされる。

要は、著作権法が保護しようとするのは、あくまでも、

5 判時 1225 号（昭和 62 年 5 月 11 日）113 頁。

6 同上。

表現を生み出す元になった「創作的な思想・感情」であって、その外部世界への現れ即ち「表現」ではない、ということ。言い換えると、法の保護対象は外面的・外形的・視覚的には捉えることができない、ということである。ピンは建物のように巨大で半永久的な有形物から、キリは音楽のような空気の振動まで。外形的に記述できないのであるから、共通項として精神的な独創性を把握するしかない。故に、外形で記述しようとする10条は「おおむねの例示」とならざるを得ないのである。

通説的考えで行けば、建物についても「建築物であるから全て本号（建築の著作物：筆者註）に該当するわけではなく…宮殿・凱旋門などの歴史的建築物に代表されるような知的活動によって創作された建築芸術と評価できるようなものでなくてはならない」。<sup>7</sup> — ここにも、著作権法は芸術保護法であるとの思い込みが顕著である。

しかしそう言いながら、続けて「美術の著作物の場合、子供が描いたへたくそな絵であろうと、価値の上下を問わず、美術の著作物という保護を受ける」<sup>8</sup>と明言するのであるから、自ら矛盾を感じないのであろうか。故に、「建築著作物は、芸術性の高い寺院とか公会堂などに代表される建築物に限定して解すべきでなく、ビルとか一般住宅などにおいても一般通念上審美的創作性が認められる場合には建築の著作物と解して保護すべき」<sup>9</sup>と考えるのが、先の選挙当落予想表判決とも整合し、妥当である。ただ、法は「創作性」を要求するのみであるから、審美的＝美術的なそれに限定するのは狭すぎる。<sup>10</sup> 機能的＝技術的なそれであっても、何ら差し支えないと私は解する。我国では10条で、建築と美術を別の類型として規定していることを想起すべきであろう。<sup>11</sup>

さて通説は、設計図の著作物性は仕方がないのでしぶしぶ認めるのであるが、その外部的表現たる建物と

なると、審美性＝美術性に拘って容易に認めようとしないうい。<sup>12</sup> 設計図を広く許容するのは、書面については審美性云々との言い掛りがつけられないからである。他方、建物については臆面もなく審美性を要求し、その結果「通説的見解は、著作物性ある建築物は全ての建築物の一部にすぎないと考え」ている。<sup>13</sup>

しかし、この乖離には納得が行きかねる。なぜなら、建物は設計図通りに建てられるので、建物＝設計図の等式が成り立つからである。設計図が著作物なら、その設計図に従って建てられた建物も著作物としなければ、論理的でない。通説に従えば、他人の作った設計図をコピーするくらいしか複製権侵害が成り立たなくなる。

大阪地裁も「冷蔵倉庫事件、昭和54年2月23日判決」において、いかに原告設計図が「防熱・防湿等の点で特別の建築工学上の技術を必要とする…個性ある設計図になってい」ても、「比較されるべきものは結局は技術思想そのものではなくその表現自体であること、またその比較に際しては著作物が建築設計図であることによる特殊性」即ち「極めて技術的機能的な性格の著作物であるためその表現方法の選択の余地はあまり多いとは考えられず、同種の建物（は）…結果としておのずから類似の表現を採らざるをえない」との理由で、設計事務所の請求を退けた（原告敗訴）。<sup>14</sup>

結局、繰り返すように、製図する上での独創性など発揮しようがないのであるから、こういう立場を採ると田村が言うように「設計図の著作権侵害が肯定されるのは、実際に、設計図が複写されたような場合に限られ」<sup>15</sup> てしまう。

「設計図を有形的に複製すれば、設計図になるに決まっている」というような杓子定規な考え方、狭隘な解釈を防ぐために、法は2条1項15号ロ（以後、15号ロと略す）

7 加戸，前掲121頁（ます体をである体に変更，以下同じ）。

8 同上。

9 千野直邦・尾中普子「四訂版著作権法の解説」（一橋出版，平成13年）47頁。

10 一般の住宅やビルはありきたりのデザインを組み合わせで建設されるので創作性に乏しく著作物でないとされるが、「創作性が乏しいことを理由に、著作物性を安易に否定してよいということではない」渋谷達紀「知的財産法講義Ⅱ第2版」（有斐閣，平成19年）37頁。

11 千野・尾中も、建築と美術の違いについて、前者は「学術的性質も多分に有すること」を挙げる。前掲47頁。

12 「設計図と建築物とは異なった表現（なので）…設計図に著作物性が認められたとしても、建築物の著作物性とは直結しない。…このことは、多くの設計図は著作物と認められるのに対して、それに基づいて完成された物の中には、機械のように実用目的から著作物性が否定されるものが多いという点に由来する」。中山信弘「著作権法」（有斐閣，平成19年）78-9頁。

13 中山，同上75頁。

14 判例タイムズ387号（判例タイムズ社，昭和54年8月1日）149-50頁。

15 田村，前掲89頁。

を置いたのである—「建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること」。

法が言いたいのは、「設計図を複製すれば設計図になるとは限らない。建物の場合もある」ということ。「設計図の著作権とは、その設計図をコピーする権利」と捉える通説だと、この規定の説明が苦しくなる。「一般に、著作物の保護というのは既存の著作物に権利が発生しているわけだが、ここでは特殊な例として、できあがっていない建築の著作物をできあがったものと同様に評価をして、図面に従って建築物を完成すれば、それは設計図によって表現されている建築の著作物を複製するという概念で押さえる」のである<sup>16</sup>。

だとすれば、設計図＝建物という私の主張通りである。設計図は、素人にはただの図面にしか見えないが、専門家が見れば脳裡に立体的な建造物が浮かぶ。その観念的イメージを完成した建造物と同一視すると言うのであるから、図面と有形的立体との間に殆ど違いはないという結論に至る。

ただ、細かいことを言えば、15号口の「建築の著作物」という標題は、「それに関連して」との意味に過ぎず、「その複製」という意味まで含むわけではない。通説のように後者の意味に取れば、「できあがっていない建築物を、できあがったものと評価して」というような支離滅裂に陥る。あるいは、「著作物とはそもそも観念的存在であり、建築著作物の成立には物としての建築物の存在は必要ではなく、設計図の中に当該建築著作物が観念的に現れていれば、他人がその設計図に従って同じ建築物を完成させることは当該設計図の複製ではなく、観念的な建築著作物の複製になる」<sup>17</sup>などと聞けば、開いた口が塞がらない。思想・アイデアのような観念的存在は法の保護対象にならない、あくまで外部に表現されたものに限る、と口を酸っぱくして言っていたのではなかったか？ 設計図の中に現れる「観念的」著作物は著作物なのに、なぜ「それに基づいて完成された物の中には…著作物性が否定されるものが多い」のか？<sup>18</sup>

何度も言うが私の考えでは設計図＝建物なので、他人の設計図から同じ設計図を作ろうと、更に進んで建物を建てようと、どちらも設計図の複製。建物がまだ建って

いないのに、設計図があればもう建ったも同然…などと、無理なこじつけはしない。逆に、既に建っている建物を見て設計図を描くのも、類似の建物を建てるのも、どちらも建物の複製。単純明快となる。

通説だと、建築著作物と認められるのは美術的建物だけなので、技術思想の現れとしての設計図が広く著作物として認められるので大きなギャップが生ずる。そこで、著作物性は設計図と建物でそれぞれ別個独立であり、「建築物の設計図が学術的著作物として認められても、当該建築物が実用的なもので著作物性が認められない場合には、設計図に従って建築物を完成させたとしても侵害すべき著作物が存在しないのであるから、著作権侵害の問題は生じない」。こういうケースの方が圧倒的に多くなるので、15号口と衝突してしまう。そこで、「こういう…規定を設ける実益があるのか」疑問<sup>19</sup>…と法律に衝突くようになれば、解釈学としてはお終いである。

さて、設計図に基づいて製作されるという点で、建築物と共通なのは機械である。ようやく、本題である機械の設計図に到達した。

#### 第四章 機械の設計図

建築著作物における通説の誤りは、芸術性・審美性に拘りすぎて、設計図とその現実化である実物との強い連関を見失ったことにある。それが機械となると、美術的機械などというものはあり得ないが故に、その連関は殆ど無に近づく。設計著作物があっても、機械著作物は存在しない—と。「著作物である設計図に従って機械が完成された場合、設計図に著作物性が認められても、その機械に著作物性が認められるわけではない」<sup>20</sup>。

ここで、大阪地裁が平成4年4月30日に判決した「丸棒矯正機事件」というのを紹介しておこう。

工作機械の設計・製作を業とするY社は、同業X社から自社の「丸棒矯正機」と呼ばれる機械を模倣されたとの理由で訴えられた。機械の形・寸法が余りにも似ていることから、Xは設計図が複製されたに違いないと考え、著作権侵害として、将来については複製図面に基づく機械製作の停止、過去については模倣機械の販売に

16 加戸，前掲 53 頁。

17 中山，前掲 78 頁。

18 前出，註 12。

19 中山，前掲 79 頁。

20 中山，前掲 79 頁。

よって受けた損害 3000 万円の賠償を求めた。両社の設計図は完全に同じではないものの、Y が X の機械を詳細に研究した上で製作しただけあって、基本的なところでの類似は否めない、という状況である。

模倣した設計図による機械の製作について地裁は、「設計図に従って機械を製作する行為が『複製』になると解すべき根拠は見出し難い。原告は、それに基づいて製作することが予定されている設計図については、複製に建築に関する図面に従って建築物を完成することを含む旨規定する 15 号口を類推適用すべきである旨主張する。しかしながら、右規定は、思想又は感情を創作的に表現したものであって学術又は美術の範囲に属するものであれば、建築物はそれ自身が著作物と認められる（10 条 1 項 5 号）から、それと同一性のある建築物を建設した場合はその複製になる関係上、その建築に関する図面に従って建築物を完成した場合には、その図面によって表現されている建築の著作物の複製と認めることにするものであるが、これに対して、原告矯正機の如き実用の機械は、建築の著作物とは異なり、それ自体は著作物としての保護を受けるものではない（それと同一性のある機械を製作しても複製にならない）」<sup>21</sup> とした（XY 両設計図の類似だけは認めたため、原告一部勝訴）。

実用的な建物である冷蔵倉庫につき、「建築設計図の複製とは、文書複製に限られる」と判示した昭和 54 年の同じ大阪地裁の判決と軌を一にするわけだが、建物の美術性に引きずられて道を誤ったと言うしかない。<sup>22</sup>

建築物は何も美術的建築物に限られるわけではなく、学術的建築物というものもある。前者の設計図は、美術的創作性により図形著作物となるのに対して、後者の設計図は技術的創作性により、やはり図形著作物と認められる。この丸棒矯正機判決ですら、そのことは認めている。原告 X の設計図は「原告の設計担当の従業員らが研究開発の過程で得た技術的な知見を反映したもので、機械工学上の技術思想を表現した面を有し、かつその表現内容（描かれた形状及び寸法）には創作性があると認められる。（従って、本件設計図は）丸棒矯正機に関する機械工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面（10 条 1 項 6 号）たる著作物にあたる」<sup>23</sup> と。

機械の場合は技術的創作性のみ、という点が建物と違

うだけである。その技術的創作性で著作物として認められる設計図からは、通説によれば、自動的に觀念の世界で著作物が浮かび上がるのであった。設計図を二次元のものとするのは素人であって、専門家は三次元的に表象する。繰り返して恐縮だが、かように専門家の立場からすれば、設計図と觀念的及び現実的実物とは一体のものなのである。故に、設計図が著作物なら実物もまた著作物、と帰結しなければ論理的でない。

判決は、設計図を著作物と認めておきながら機械については否定した。その根拠は、引用判決文からわかるように 10 条 1 項 5 号である。「建築物はそれ自身が著作物だが、機械はそうでない」。— しかし、これは 10 条 1 項に関する初歩的な誤解である。前にも述べたが、この列挙は、あくまで例示である。著作物の本質は 2 条 1 項 1 号で「思想・感情の創作的表現」「文芸・学術・美術・音楽の範囲」の二つと定められており、「これに該当する限り、10 条 1 項の例示に当たらなくても著作権法の保護を受けることは明らかで」、技術は学術の範囲と明確な区別が付け難く、コンピュータ・プログラムを考え合わせると、技術の範囲に属するものを「著作物の範疇から排除すべきいわれはな」い。<sup>24</sup>

故に、10 条 1 項 5 号は現状のままでは誤解する人が多いので、「建築、機械その他の技術の著作物」と改正されるのが望ましい。同じ建築であっても、美術的建築物は 4 号の「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」の領域に入れるのが正しい。

通説は、実用＝技術と解して、技術的創作性を著作権法から徹底的に追放し、工業所有権に任せようと意図したのであろうが、因果法則を利用した「発明」・「考案」でもなく、外面的な「デザイン」でもない技術的な創意・工夫というのは、極めて幅広く存在する。コンピュータ・ソフトを取り込んだ新しい著作権法は、そういうものを保護する法律として生まれ変わり、今後も適用範囲を拡大しつつ存在感を増して行くであろう。昔の著作権法に囚われた通説が、工業製品における模倣・剽窃者の側に味方し、我国の情報化の進展を妨害することがないよう、切に希望する。

21 判時 1436 号（平成 5 年 1 月 1 日）114 頁。

22 「建築が著作物と評価されるのは、それが美的表現において美的創作性がある場合に限られる」。田村、前掲 115 頁。

23 判時 1436 号、110 頁。

24 半田正夫、判時 1464 号（平成 5 年 10 月 1 日）225-6 頁。